

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成 19 年 10 月 15 日

近畿地方整備局
大阪国道事務所長 西野 賢治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、大気汚染の改善を目的とし施工されている光触媒塗装を施工方法・経済性・機能・品質等を用いて総合評価するために、大阪国道事務所管内で実施された光触媒塗装の大気浄化性能・防汚性能・塗膜の劣化状況(ひび割れ及びはがれの度合い)を調査・分析し、光触媒塗装の残存寿命を把握する塗装劣化診断及び診断に必要な評価基準を定め、今後の効果的な光触媒塗装の実施に資するものである。

業務の実施に当たっては、光触媒塗料の性質や環境への効果、光触媒塗装の施工方法・経済性についての高度で専門的かつ総合的な知識や知見を有していることが必要であるとともに、測定データの処理・分析のための豊富な経験と高度な専門的な知識が必要である。また、評価基準を定めるために創造能力、探求能力、観察能力が求められると共に、多様な視点で議論が行える豊富なネットワークを有する組織力・総合力も必要である。

これらのことから、財団法人関西環境管理技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名：平成 19 年度大阪国道管内光触媒塗装機能調査検討業務

(2) 業務内容

① 計画準備

業務方針の立案、業務計画書の作成及び光触媒塗装と一般的な塗装に関する資料

の収集と整理を行う。

②現地踏査

立案された業務方針及び収集、整理された資料を基に現地踏査（試料採取を含む）を行う。

③調査項目及び調査方法

a) 流出物の成分分析

光触媒塗装面に精製水を流出させ採取した流出物の硝酸イオン量の測定を実施する。採取の頻度については天候を考慮しながら、月1回とし光触媒塗装面（6種）及びブランクの7種について測定を実施する。

b) 窒素酸化物浄化量の推定

窒素酸化物浄化量の推定は、a) 実施し測定した硝酸イオン濃度から単位面積あたりの窒素酸化物浄化量として求める。

c) 光触媒塗装面の防汚性の調査

光触媒塗装面の防汚性調査については、既設塗装面の白色度を測定し汚れの付着度合いを調査するものとする。

④光触媒塗装に求められる性能規定化の検討

①で整理された資料及び、②・③での調査結果を用いて、光触媒に使用する塗料の選定及び、大気浄化性能、防汚性能等による比較検討を行い、光触媒塗装の効果を維持するための性能の規定化を検討する。

⑤塗装劣化診断手法の検討

規定化された性能を診断する（光触媒塗装の残存寿命を把握する）簡単で精度の高い塗装劣化診断手法を検討する。

⑥国道43号における橋梁塗装計画の立案及び概算工事費の算定

④で検討された塗料、性能規定及び、⑤で検討された塗装劣化診断手法を基に、コスト縮減が考慮された国道43号における橋梁の塗り替え時期を検討し、橋梁塗装計画の立案及び概算工事費を算定する。

⑦光触媒塗装の道路付属物等への適合性の検討

橋梁に限らず、遮音壁等の道路付属物、高架道路下及び道路周辺に存在する光触媒塗装技術が適合できる対象を抽出すること。また、それに適合する新技術及び既存技術の抽出を行うこと。

(3)履行期限：平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、大気汚染の改善を目的とし施工されている光触媒塗装を施工方法・経済性・機能・品質等を用いて総合評価するために、大阪国道事務所管内で実施された光触媒塗装の大気浄化性能・防汚性能・塗膜の劣化状況（ひび割れ及びはがれの度合い）を調査・分析し、光触媒塗装の残存寿命を把握する塗装劣化診断及び診断に必要な評

価基準を定め、今後の効果的な光触媒塗装の実施に資することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ①光触媒塗装についての現地調査（実験も含む）での研究や検証について、高度で専門的な技術を有すること。
- ②光触媒塗装についての先導的・基礎的数据を蓄積していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ) 又はロ) に該当する関係である。

- イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている関係。
- ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

4) 守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能であること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務について、1 件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し、完了した光触媒塗装による大気
淨化性能の検討に関する業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士(総合技術監理部門：建設一般及び道路もしくは、鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者。
- イ) 技術士(建設部門：建設一般及び道路もしくは、建設環境、鋼構造及びコンクリート)の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。
- ウ) RCCM(道路部門)の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算 20 年以上あり、そのうち統括管理を 2 年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。）

・同種業務の実績

下記に示される同種業務について、1 件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し、完了した光触媒塗装による大気浄化性能の検討に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西 2 丁目 12-35
国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 経理課
TEL : 06-6932-1421(代)(内線: 291) FAX : 06-6935-5748

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成 19 年 10 月 15 日から平成 19 年 11 月 5 日まで
(土、日曜日及び祭日は除く。交付時間は 10 時 00 分から 16 時 00 分まで)

②交付場所：(1)に同じ

③交付方法：手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：平成 19 年 11 月 6 日 16 時 00 分

②提出場所：(1)に同じ。

③提出方法：持参によるものとする。

郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してアポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成 19 年 11 月 22 日 16 時 00 分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として特定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。